



子ども手当が児童手当に変わりました 6月中に現況届を提出してください

4月1日から「子ども手当」が「児童手当」に変わりました。支給要件、支給金額は平成23年10月からの特別措置法による「子ども手当」と同じですが、6月分の手当からは所得制限が適用されます。3月31日まで子ども手当の受給者だった人は、4月1日に自動的に児童手当受給者に切り替わっています。

児童手当受給者は、現況届



所得制限限度額表

扶養親族等の人数	所得額	収入額の目安
0人	6,220,000円	8,333,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円
4人	7,740,000円	10,021,000円
5人	8,120,000円	10,421,000円

の提出が必要です。対象者は5月末に現況届の用紙を送付しますので、6月中に提出してください。現況届は、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出しない場合、

6月分以降の手当が受けられなくなるため、注意が必要です。なお、提出された現況届をもとに、所得制限にかかるかどうかを審査します。夫婦のうち、高い方の所得が限度額以上の場合、当分の間、特例給付として児童1人につき一律5,000円を支給します。それ以外の人は、これまでと同じ支給金額です。

▽支給対象者

瀬戸市内内に住所を有し、児童を養育している人

▽支給対象となる児童

中学校修了前までの国内に住所を有する児童
※海外留学している場合には条件により支給対象となる場合があります。

支給金額（月額）

所得が限度額未満の場合		
3歳未満		15,000円
3歳以上小学校修了前まで	第1子	10,000円
	第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
所得が限度額以上の場合		
一律		5,000円

▽現況届提出期限

6月30日（土）
※窓口での受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

※郵送の場合は、子育て支援課に書類が到着した日が提出日となります。

※記入漏れや添付書類不足などがある場合は、再度提出が必要となります。

■問い合わせ先

子育て支援課
☎0869・26・5947

独りで悩まず相談しよう 子どもの人権110番

岡山地方務局および岡山県人権擁護委員連合会では、6月25日（月）から7月1日（日）までの7日間の全国一斉「子どもの人権110番」強化週間に合わせて、電話相談窓口を増設し、時間延長を実施します。
学校でのいじめ、教職員による体罰、保護者による虐待など、誰にも相談できずに悩んでいませんか。

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「子どもの人権110番」を通じて、子どもをめぐるさまざまな人権問題について、相談に応じています。相談は無料で、秘密は守られます。独りで悩まず相談しましょう。

▽開設日時

・6月25日（月）～29日（金）
午前8時30分～午後7時
・6月30日（土）～7月1日（日）
午前10時～午後5時

※右記の強化週間以外も人権相談を次のとおり受け付けています。

・午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

■相談先

子どもの人権110番
☎0120・007・110
（フリーダイヤル）

医療費受給資格申請と更新手続き

該当する場合は手続きをお忘れなく

心身障害者、ひとり親家庭などの皆さんを対象に、保険診療にかかる自己負担額から一部負担金を引いた額を公費で負担する制度があります。

次の要件に該当すると思われる人は、申請の手続きを行ってください。

また、現在、受給資格証を持つている人には、6月中旬ごろに更新申請書を送付しますので、6月29日（金）までに手続きを行ってください（郵送可）。

①心身障害者医療費公費負担制度

▽対象者
・身体障害者手帳1～3級を所持している人
・療育手帳A・Bを所持している人
※平成18年10月以降に手帳を新規取得した人は、手帳交付時年齢が65歳未満

の場合のみ対象です。

※所得制限があります。

▽手続きに必要な物

・健康保険証、平成23年分の所得が分かる物（源泉徴収票や確定申告書の写しなど）
※本人および本人と同じ健康保険に加入している人

全員分。平成24年1月1日以降に瀬戸市内に転入した人は前住所地発行の平成24年度所得課税証明書を提出してください。
・印鑑（認印）
・身体障害者手帳または療育手帳

②ひとり親家庭等医療費公費負担制度

▽対象者
・18歳未満の児童を養育している配偶者のない人とその児童
・父母のいない児童
・父母のいない児童を養育している児童を養育

している配偶者のない人

※所得税非課税の人が対象です。なお、平成23年分所得から、16歳未満の年少扶養控除と16～18歳の特定扶養控除の上乗せ分が廃止されましたが、それらの控除が引き続きあるものとして判定します。

▽手続きに必要な物

・健康保険証、平成23年分の所得が分かる物（源泉徴収票や確定申告書の写しなど）
※本人および本人と同じ健康保険に加入している人

全員分。平成24年1月1日以降に瀬戸市内に転入した人は前住所地発行の平成24年度所得課税証明書提出してください。
・印鑑（認印）
・在学証明書または生徒手帳

※4～6月生まれの高校2年生の子どもまたは高校生の子どもがいる場合



■問い合わせ・申請先

市民課
☎0869・22・3958
牛窓支所
☎0869・34・3431
長船支所
☎0869・26・2001
裳掛出張所
☎0869・25・0004

切り替えにご協力ください ジェネリック医薬品

瀬戸市内市国民健康保険では、6月からジェネリック医薬品利用促進通知書を送付します。
ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が過ぎてから、効き目や安全性が実証されている薬と主成分が同じであることなどが審査され、厚生労働省により製造・販売が承認された安価な薬のことです。

この通知書は、現在処方されている新薬（先発医薬品）をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に薬代がどのくらい削減できるのか、その一例をお知らせするものです。ジェネリック医薬品への切り替えが進むことにより、皆さん一人一人が医療機関などの窓口で支払う薬代が安くなるだけでなく、国民健康保険税の額を抑えることも期待できます。

ただし、すべての病気および新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではないため、切り替えができない場合もあります。

通知書は、国民健康保険に加入している人でジェネリック医薬品に切り替えること、薬代が安くなること予想される人に送付します。

なお、ジェネリック医薬品への切り替えは、医師・薬剤師と十分に相談し、納得した上で行ってください。

■問い合わせ先

市民課
☎0869・22・1790

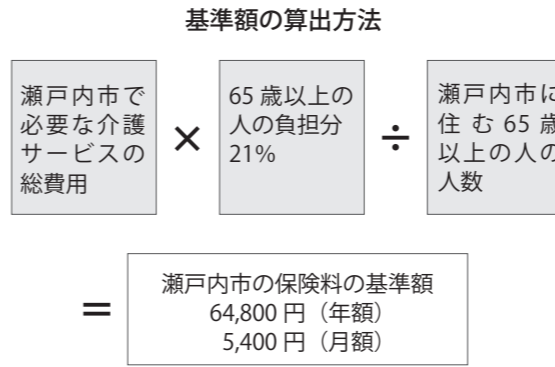
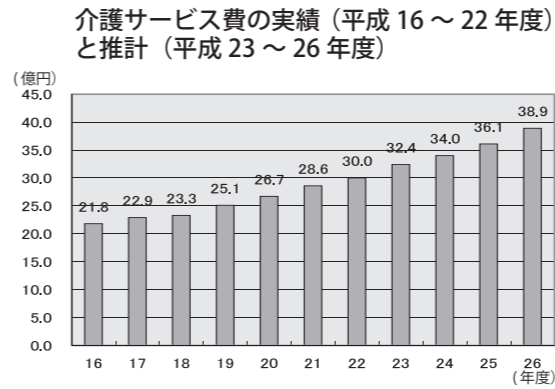
第5期介護保険料が決定 基準額は64,800円(年額)

介護保険料は、今後3年間でどのような介護サービスがどれくらい必要になるかの見込みを考慮して3年ごとに見直しを行い、基準額を定めています。

平成24年4月からの第5期(平成24、26年度)では、増大する介護サービス費用に対応するため、第1号被保険者介護保険料の基準額を月額

5,400円に設定しました。

介護保険の財源は、保険料が50%、公費(税金)が50%です。保険料50%のうち、29%は40、64歳の人(第2号被保険者)が、21%は65歳以上の(第1号被保険者)が、負担し、公費(税金)50%のうち、25%は国が、残りの12.5%ずつを県と市が負担するしくみです。



高齢者の皆さんへのサービスを紹介します

市では、高齢者の皆さんへのサービスを次のとおり行っています。

事業の提供により、自立が阻害される恐れのある場合は対象外です。訪問調査を行うことがあります。

また、ここに記載した以外にも要件がありますので、詳細については、お問い合わせください。

- ① 高齢者等見守体制整備事業
高齢者が自宅で事故や病気が遅れるのを防ぐため、通報装置のボタンを押すことで発信される救助通報に対応する事業です。月額550円の自己負担が必要です。
- ▽対象者
病弱な高齢者のみの世帯の人など
- ② 配食による高齢者等見守事業
健康状態の把握、孤独感の解消、安否の確認のため、食

事での配達(月々金曜日、1日1食)を行う事業です。自己負担が必要です。

▽対象者
調理などが困難な高齢者のみの世帯の人など

③ 家族介護用品支給事業
寝たきりの高齢者などを介護している家族に介護用品(紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、おしりふきウェットティッシュなど)の購入費用の一部を支給する事業です。

▽対象者
要介護4または5と認定された高齢者を在宅で介護している同居の家族(市民税非課税世帯に限る)

④ 軽度生活援助事業
在宅生活を行っている高齢者のみの世帯に対して、食材の買い物支援(自立支援サービス)や、家周りの軽微な手入れ支援(生活環境サービス)

必要になったときに安心してサービスを受けることができるよう、保険料は必ず納めましょう。

▽納付方法

【普通徴収】
納付書または口座振替により保険料を納めている人には、4月に仮算定納付書、6月に本算定納付書を送付します。納期月は4、6、8、10、12、2月です。

【特別徴収】

年金が年額18万円以上の人



10、12、2月です。
※65歳になったばかりの人や転入してきた人などは、特別徴収(年金天引き)になるまで、6カ月から1年程度かかります。普通徴収により納付してください。

■問い合わせ先

- ・介護保険サービス全般について
いきいき長寿課
☎0869-26-5926
- ・介護保険料について
税務課
☎0869-22-1114

所得段階ごとの保険料計算式および保険料年額

所得段階	対象者	保険料計算式	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受けている人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金(※1)を受けている人	基準額 × 0.50	32,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額(※2)と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.50	32,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	基準額 × 0.75	48,600円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.90	58,300円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階以外の人	基準額 × 1.00	64,800円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の人	基準額 × 1.25	81,000円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.50	97,200円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額 × 1.60	103,600円

※1 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金。
※2 合計所得金額…「収入金額」から「必要経費の相当額」を差し引いた額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。

を行う事業です。自己負担が必要で。

▽対象者

【自立支援サービス】
日常生活を営むことに支障がある65歳以上の高齢者のみの世帯で、介護認定を受けていない人

【生活環境サービス】

75歳以上の高齢者のみの世帯で、介護認定を受けている人や身体的、精神的な疾患を理由に、自分で庭木などの剪定ができないため、近隣に迷惑をかける恐れのある人

■問い合わせ・申請先
いきいき長寿課
☎0869-26-5948

保健福祉部邑久分室

- ☎0869-22-1810
- 牛窓支所
☎0869-34-3431
- 裳掛出張所
☎0869-25-0004

お越しください

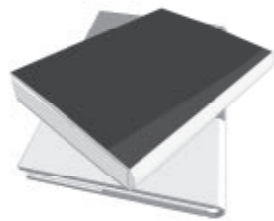
小・中学校の教科書展示会

市教育委員会では、教科書の調査・研究と、市民の皆さんに教科書と教科書の採択制度への理解を深めていただくため、教科書展示会を開催します。

小・中学校で使用している教科書を展示しています

で、ぜひお越しください。

- ▽日時
6月15日(金)～29日(金)
午前9時～午後5時
- ※月曜日を除く
- ▽場所
牛窓町公民館
- 問い合わせ先
総務学務課
☎0869-34-3968



付加年金をご存知ですか?

将来受け取る老齢基礎年金を増やしたい人のために、付加年金の制度があります。制度を利用できるのは、国民年金第1号被保険者または任意加入者です。申請月から国民年金の定額保険料(平成24年度:14,980円)に「付加保険料(月額400円)」を上乗せして納付します。

付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は200円×付加保険料納付月数です。老齢基礎年金の受給開始から2年間で、納めた付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。

老齢基礎年金を繰り上げ受給、または繰り下げ受給した場合、付加年金も同様に繰り上げ・繰り下げされ、老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。制度の利用を希望する人は、年金手帳と印鑑を持参のうえ、市役所市民課、各支所・出張所の窓口で手続きをしてください。

- ※農業者年金の加入者は、付加保険料を納めなければなりません。
- ※国民年金基金の加入者は、付加保険料を納めることができません。

- 問い合わせ先
市民課 ☎0869-22-1790
岡山東年金事務所 ☎086-270-7928